

南相馬市指定管理者制度導入計画

(第 4 版)

令和6年3月
福島県南相馬市

目 次

1	はじめに	1
2	指定管理者制度導入の考え方	1
	(1) 基本的な考え方	1
	(2) 「公の施設」の管理形態の検討方法	2
	公の施設のあり方と管理運営形態の検討フロー	3
3	指定管理者制度導入計画	4
	(1) 計画期間	4
	(2) 指定管理者制度導入計画の位置付け	4
	(3) 個別施設ごとの導入計画	5
	第 4 版計画期間中(令和 6 年度～令和 1 0 年度)に 指定管理者制度を導入する施設	5
	第 4 版計画期間中(令和 6 年度～令和 1 0 年度)に 指定管理者制度導入に向けた検討を進める施設	5
	直営を基本としながら業務委託を推進・継続していく施設	5
	今後も直営で管理していく施設	8
	民営化などを進める施設	8
	新たに整備する施設	9
	(参考) すでに指定管理者制度を導入している施設	1 0
	今後、廃止手続きを進める施設	1 2
	(4) 指定管理者制度導入後の管理運営	1 2

1 はじめに

公の施設¹の管理運営については、平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とする「指定管理者制度」が新たに創設されました。

本市においては、平成19年4月の「南相馬市指定管理者制度導入計画」(以下、「初版」という。)策定につづき、平成26年3月には初版の見直しを行い、「南相馬市指定管理者制度導入計画(第2版)」(以下、「第2版」という。)、平成31年3月に「南相馬市指定管理者制度導入計画(第3版)」(以下、「第3版」という。)を策定しました。

これまでの積極的な制度導入の取り組みにより、42の公の施設において制度を導入し、住民サービスの向上と経費の縮減に一定の成果を上げてきました。

今回、第3版の計画終期を迎えるため、改めて市内の公の施設のあるべき管理形態を検討しなおし、今後5年間の指定管理者制度導入計画を策定するものであり、引き続き公の施設におけるさらなる住民サービスの向上及び経費の縮減に努めてまいります。

2 指定管理者制度導入の考え方

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度の導入については、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するために、民間の持つ能力やノウハウを活用することで、サービスの質の向上とコストの縮減が図れるかどうかを公の施設ごとに十分検証したうえで、指定管理者制度の導入が有効と判断した施設について、積極的に導入します。

¹ 公の施設とは、地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義され、次の5つの要件を満たすものといわれています。住民の利用に供するためのもの。当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの。住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの。地方公共団体が設けるもの。施設であること。

したがって、住民の利用に供することを目的としない市役所庁舎などは、公の施設には該当しません。

(2)「公の施設」の管理形態の検討方法

現在、すでに指定管理者制度を導入している施設を除くすべての公の施設について、職員の配置状況や収支状況等実態を把握したうえで、今後もその施設を設置すべきなのか、設置すべきであれば、今後の管理運営形態として市がみずから管理運営すべきなのか、あるいは民間事業者等に任せるべきのかなどについて検証しました。

その際、指定管理者制度導入の可能性を検討するにあたっては、次の項目について検証したうえで、総合的に判断することとしました。

利用者等市民本位の視点での管理運営ができるか

施設の管理運営を民間事業者等に委任することで、利用者ニーズに合った開館日、時間の拡大等サービス内容の充実や、民間事業者等が持つノウハウを活用できるかなどを検証。

施設特性を最大限引き出すことができるか

民間事業者等が運営することにより、その施設が持つ特性等を十分に引き出すことが可能かなどを検証。

施設経営コストを縮減できるか

民間事業者等が運営することにより、現状の住民サービスの質を維持、あるいは現状よりも向上させながら、施設運営にかかるコストを縮減できるかなどを検証。

管理体制を確保できるか

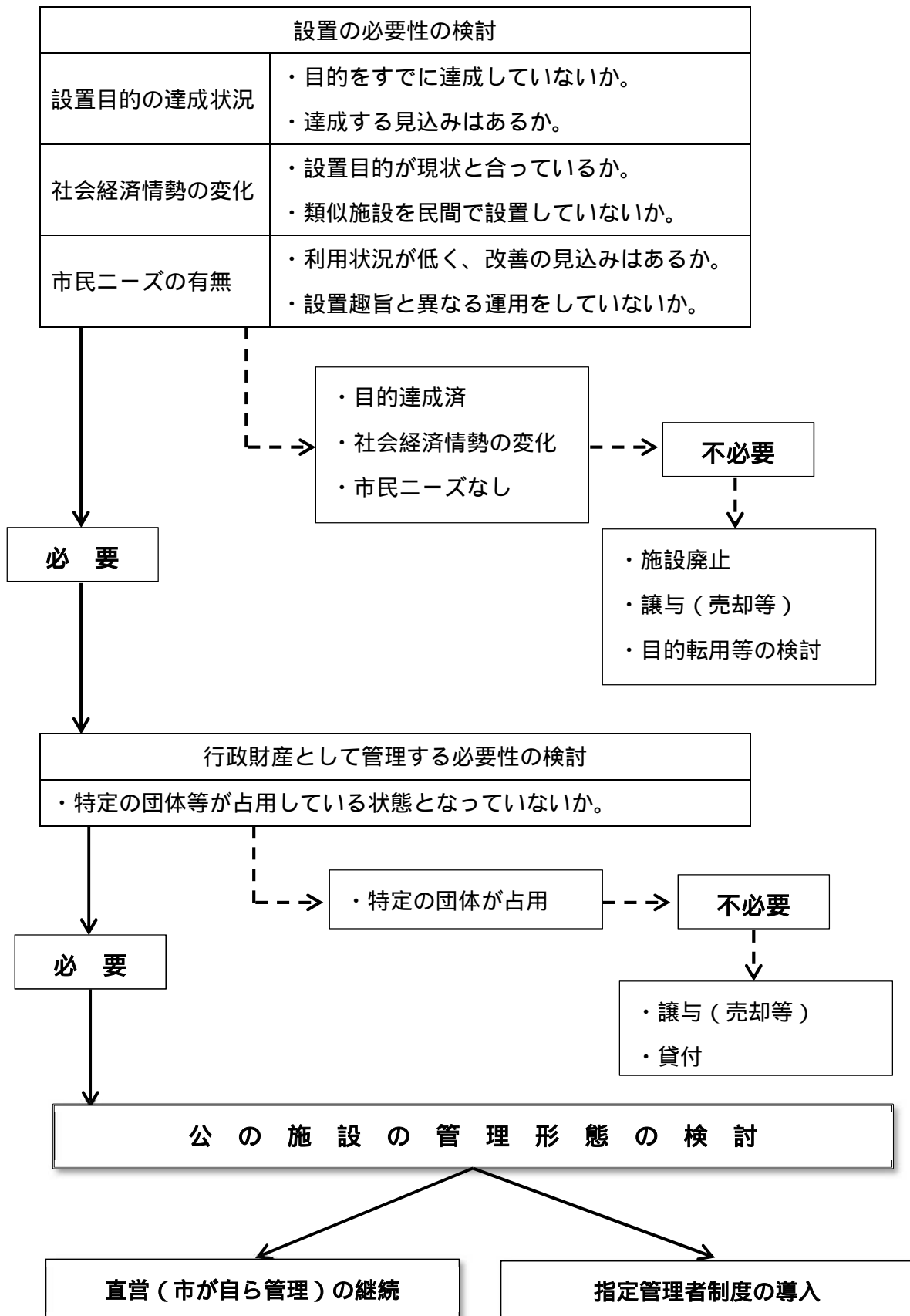
民間事業者等が運営しても、施設利用の平等性や守秘義務について、市が管理運営を行うのと同様の体制を確保できるかなどを検証。

民間事業者等の実施状況はどうか

同種、類似施設を民間事業者等が運営している場合は、市が積極的に関与する必要性が薄れていないか、その民間事業者等が市の施設を管理運営することは可能かなどを検証。

これらの視点を踏まえ、次ページのフロー手順に従い検証を行いました。

公の施設のあり方と管理運営形態の検討フロー



3 指定管理者制度導入計画

指定管理者制度導入の可能性を検証した結果、導入効果が高いと判断した施設については、導入予定時期を設定し、以下のとおり導入計画として取りまとめ、積極的に制度導入を推進していくこととします。

【総括表】

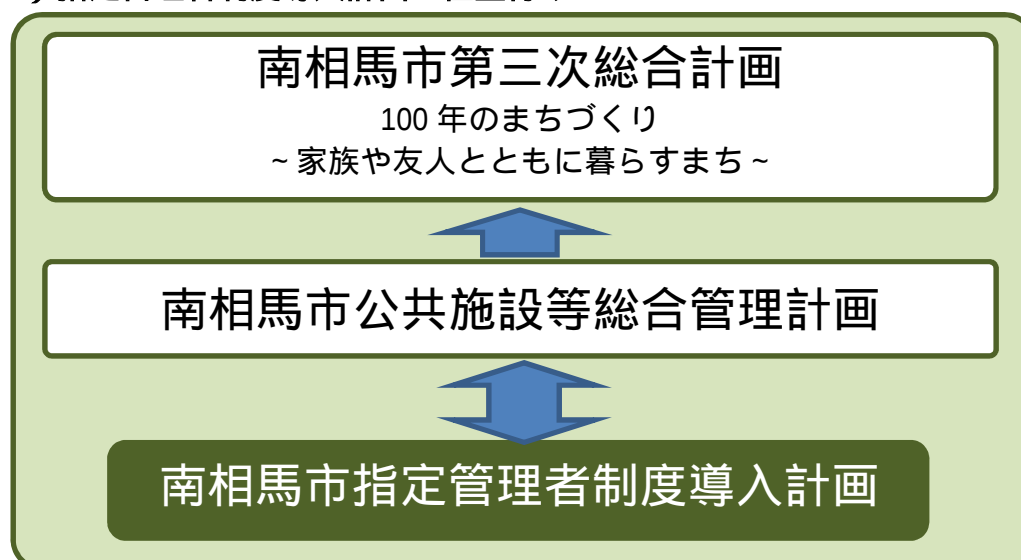
現行の管理運営形態	検討後の管理運営形態	施設数
直 営	第4版計画期間中(令和6年度～令和10年度)に指定管理者制度を導入する施設	38
	第4版計画期間中(令和6年度～令和10年度)に指定管理者制度導入に向けた検討を進める施設	3
	直営を基本としながら業務委託を推進・継続していく施設	102
	今後も直営で管理する施設	8
	民営化などを進める施設	2
管理運営形態検討施設数合計		153

(1) 計画期間

2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間を計画期間とし、計画的に取り組んでいきます。

また、社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すなど、計画の不断の検証を行っていきます。

(2) 指定管理者制度導入計画の位置付け



(3) 個別施設ごとの導入計画

第4版計画期間中(令和6年度～令和10年度)に指定管理者制度を導入する施設

現在、市が直営で管理運営している施設だが、指定管理者制度を導入することで、市民サービスの向上や施設管理経費の縮減が見込まれることから、当面直営での管理を継続しながら、指定管理者制度導入に向けた課題整理等の検討を行う施設

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	導入目標時期
南相馬市小高区復興拠点施設	1	小高区 地域振興課	2026年4月 (令和8年4月)
市営住宅	36	建設部	2026年4月
南相馬市定住促進住宅	1	建築住宅課	(令和8年4月)
施設数小計	38		

第4版計画期間中(令和6年度～令和10年度)に指定管理者制度導入に向けた検討を進める施設

指定管理者制度導入の可能性があるものの、導入に当たっては解決すべき課題もあることから、第4版計画期間中の指定管理者制度導入も視野に入れながら、制度導入に向けた検討を進める施設

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	備考
南相馬市高松ホーム	1	健康福祉部 高松ホーム	
かしまわんぱく広場	1	こども未来部	
南相馬みんなの遊び場	1	こども家庭課	
施設数小計	3		

直営を基本としながら業務委託を推進・継続していく施設

施設の規模や性質により、指定管理者制度の導入が難しい施設であっても、施設管理に係る業務委託を推進していくことで、職員の業務負担を減らしな

から施設の管理運営をしていく施設

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	備 考
原ノ町駅前駐輪場	1	市民生活部 生活環境課	
市営原町橋本町墓地	1	市民生活部 環境政策課	
市営原町陣ヶ崎公園墓地	1		
雫浄化センター	1	市民生活部 生活環境課	
クリーン原町センター	1		
有害鳥獣焼却施設	1		
鹿島農村環境改善センター	1	教育委員会事務局 生涯学習課	
小高生涯学習センター 「浮舟文化会館」	1		
鹿島生涯学習センター	1		
原町生涯学習センター	1		
高平生涯学習センター	1		
大甕生涯学習センター	1		
太田生涯学習センター	1		
石神生涯学習センター	1		
ひがし生涯学習センター	1		
ひばり生涯学習センター	1		
わんぱくキッズ広場	1	こども未来部 こども家庭課	
鹿島保健センター	1	健康福祉部 健康づくり課	
原町保健センター	1		
南相馬市小高保健福祉センター	1		
南相馬市労働福祉会館	1	商工観光部 商工労政課	
原ノ町駅前自動車駐車場	1	建設部 都市計画課	
都市公園	4 8		
農村公園	6	農林水産部	

		農林整備課	
水道事業	1	建設部	
工業用水道事業	1	水道課	
農業集落排水処理施設	4	建設部	
下水道事業	1	下水道課	
南相馬市立総合病院	1	総合病院事務局 総務課	
南相馬市立総合病院附属小高診療所	1	小高診療所 事務課	
南相馬市大町地域交流センター	1	農林水産部 農林整備課	
東町児童センター	1	こども未来部 こども家庭課	
上町児童センター	1		
橋本町児童センター	1		
鹿島児童クラブ	1		
八沢児童クラブ	1		
かしま保育園	1	こども未来部 こども育成課	
かみまの保育園	1		
原町なかまち保育園	1		
おだか認定こども園	1		
南相馬市立博物館	1	教育委員会事務局 文化財課	
小高図書館	1	南相馬市立 中央図書館	
鹿島図書館	1		
中央図書館	1		
南相馬市埴谷・島尾記念文学資料館	1	教育委員会事務局 生涯学習課	
南相馬市民情報交流センター	1	南相馬市立 中央図書館	
中央図書館・市民情報交流センター 駐車場	1		
施 設 数 小 計	102		

今後も直営で管理していく施設

現在、市が直営で管理している施設で、施設の性格、機能等から市が自ら管理運営を行うべき施設や、施設の管理運営の内容が簡易な維持管理のみで、指定管理者制度を導入しても管理経費の縮減が望めない施設。

なお、今後も直営で管理する施設であっても、可能な限り民間への業務委託を推進することで、管理経費の縮減に努めるとともに、引き続き指定管理者制度の導入について検討して参ります。

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	備 考
磐城太田駅前駐輪場	1	市民生活部 生活環境課	
営農共同給水施設	4	農林水産部 農政課	
南相馬市営鹿島公園墓地	1	鹿島区 市民総合サービス課	
南相馬市就業改善センター	1	教育委員会事務局 生涯学習課	令和5年 ～8年度の 間に統廃合 予定
南相馬市小高コミュニティセンター	1		
施 設 数 小 計	8		

民営化などを進める施設

現在、市が直営で管理している施設であるが、特定の地域に密着した施設や、民間でも同種のサービスを行っている施設で、市が管理し続けるよりも、市の施設としては廃止し、地域団体や民間へ貸与、あるいは譲与したほうが有効な活用が見込まれる施設。

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	備 考
原町あずま保育園	1	こども未来部 こども育成課	令和7年3 月供用終了

原町さくらい保育園	1		令和 6 年 3 月供用終了
施 設 数 小 計	2		

新たに整備する施設

今後、新たに整備する施設について、指定管理者制度の導入可能性を検討するとともに、可能な限り民間への業務委託を推進することで、管理経費の縮減に努めます。

参考

すでに指定管理者制度を導入している施設

指定管理者による管理運営を行っている施設で、今後も引き続き指定管理者による管理運営を行っていく施設。

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	備 考
原町斎場	1	市民生活部 生活環境課	
小高体育センター	1	健康福祉部 スポーツ推進課	
小高東部運動場	1		
小高中部運動場	1		
小高片草運動場	1		
千倉体育館	1		
前川原体育館	1		
千倉グラウンド	1		
前川原グラウンド	1		
千倉テニスコート	1		
みちのく鹿島球場	1		
鹿島体育館	1		
雲雀ヶ原陸上競技場	1		
夜の森公園テニスコート	1		
南相馬市テニスコート	1		
南相馬市弓道場	1		
南相馬市野球場	1		
南相馬屋内市民プール	1		令和6年3 月供用終了
小川町体育館	1		
南相馬市サッカー場	1		
北新田運動場	1		
北新田野球場	1		

南相馬市相撲場	1	健康福祉部 スポーツ推進課	
栄町柔剣道場	1		
南相馬市パークゴルフ場	1		
南相馬市スポーツセンター	1		
南相馬市馬事公苑	1		
南相馬健康福祉センター	1	健康福祉部 長寿福祉課	
南相馬市水産業共同利用施設	1	農林水産部 農政課	
南相馬市大町地域商業施設	1	商工観光部	
南相馬市産業創造センター	1	商工労政課	
野馬追通り銘醸館	1	商工観光部 観光交流課	
道の駅南相馬	1		
南相馬市サービスエリア利活用拠点施設	1		
南相馬市小高区商業施設	1	小高区 地域振興課	
南相馬市小高老人福祉センター	1	小高区 市民総合サービス課	令和6年3 月供用終了
かしま交流センター	1	鹿島区 地域振興課	
真野交流センター	1		
南相馬市健康づくりトレーニングセンター	1		
南相馬市民文化会館	1	教育委員会事務局 生涯学習課	
小高区子どもの遊び場	1	こども未来部 こども家庭課	
施設数小計	41		

今後、廃止手続きを進める施設

東日本大震災により大きな被害を受けた以下の施設については、今後条例廃止などの廃止手続きを進めていきます。

施設の名称	施設数	主たる施設管理課	廃止予定時期
ふれあいハウス 及び村上キャンプ場	1	小高区 地域振興課	2025 年 4 月 (令和 7 年 4 月)

(4) 指定管理者制度導入後の管理運営

指定管理者制度は施設管理を指定管理者に代行させるものであることから、制度を導入した施設の管理運営に市が直接関与することはありません。

しかし、公の施設の設置者としての管理・監督責任を果たすためには、適切な管理業務の指導・監督により、施設の適正管理の確保を図らなければなりません。

そのためには、指定管理者による施設の管理運営において、適正かつ確実なサービスの提供が確保されているかどうかを確認する義務があり、必要とされる「モニタリング機能」の確保と一層の充実が求められています。

本市においては、毎年、指定管理者の業務内容を評価し、実地調査を行い、必要に応じて是正措置を講じています。また、評価結果については、指定管理者の取り組み意欲を高めるため、市民に公表するなど、指定管理者のレベルアップに努めております。

今後ともモニタリングを適切に実施し、施設の適正な管理を確保してまいります。

南相馬市指定管理者制度導入計画（第4版）

2024年度(令和6年度)～2028年度(令和10年度)

令和6年3月

【発行】

福島県南相馬市総務部公有財産管理課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

0244-24-5405